

# あらかわ 情報の森

## はがき・ファクスなどの記載事項

- ① 事業・イベント名
  - ② 〒住所 ※区内在勤・在学の方は勤務先(所在地)・学校名も
  - ③ 氏名(ふりがな)
  - ④ 電話番号
- その他必要事項は、各記事に⑤以降で明示します。

往復はがきは、返信面に〒住所・氏名を記載。特に記載がない場合、申し込みは1人1枚。宛て先は、各記事の申し込み先へ

費用の記載がない事業は無料です

## お知らせ

### 戸籍住民課窓口の混雑状況がホームページから確認できます

区役所1階戸籍住民課の混雑状況(各手続きの待ち人数・呼び出し番号など)は、荒川区ホームページから確認できます。  
☎戸籍住民課☎内線2353



### 国民年金保険料の学生納付特例制度

学生本人の所得が一定額以下の方は、親の収入にかかわらず、保険料の納付を猶予する特例制度があります。承認期間は、最長で申請した年度の4月から翌年の3月分までです。平成26年度以前に在学していた方は、過年度の学生納付特例申請ができる場合がありますので、該当する学生証(または在学証明書)・年金手帳・印鑑を持参し、区役所1階国保年金課で相談してください。  
☎国保年金課☎内線2411

### 都市計画を変更しました

変更した都市計画は、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針です。東京都都市整備局都市計画課、区役所北庁舎3階都市計画課で縦覧できます。  
※東京都ホームページ(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>)からも閲覧できます  
☎都市計画課☎内線2813

### 特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業の期間を延長

昭和56年5月31日以前に建築さ

れた特定緊急輸送道路(尾久橋通り、日光街道、明治通りの一部)沿道建物の耐震診断・補強工事などの費用の一部を補助している事業の期間を延長しました。

#### ■耐震診断・耐震補強設計

平成27年度末の完了まで

#### ■耐震補強工事・耐震建替え工事・除却工事

平成27年度末の着工まで

※補助の要件などがありますので、事前に相談してください  
☎防災街づくり推進課☎内線2826

### 荒川区国土強靱化地域計画 骨子(案)に関する意見を募集

区では、自然災害などが起きても、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるため、荒川区国土強靱化地域計画の策定に向けた作業を進めています。骨子(案)は、荒川区ホームページ、区役所北庁舎2階防災街づくり推進課、区役所2階情報提供コーナーで閲覧できます。

☎4月13日(月)~27日(月)  
☎2面上段を参照し、①~④の記載事項と⑤骨子(案)への意見を明記し、郵送・ファクス・電子メール・持参で〒116-8501(住所不要)荒川区役所北庁舎2階防災街づくり推進課へ☎内線2838  
FAX(3802)4104  
☎boumachi@city.arakawa.tokyo.jp

#### 慰霊巡拝(国主催)

区内在住で、慰霊巡拝を行う地域における戦没者のご遺族で原則80歳以下の方 **巡拝予定地** 日ソ連(ザバイカル地方、イルフーツク州、ハバロフスク地方・ユダヤ自治州、沿

海地方、ウズベキスタン共和国)、中国東北地方、硫黄島、東部ニューギニア、インドネシア、北ボルネオ、パラオ、フィリピン

☎福祉推進課☎内線2616

### 区立保育園の臨時職員を募集

#### ◆保育補助1

勤務時間 午前8時30分~午後5時(月20日) **給与(日給)**7190円(保育士の資格がある方は7910円)

☎職員の長期休暇の代替など

#### ◆保育補助2

勤務時間 午前8時30分~午後5時(月20日) **給与(日給)**7670円(保育士の資格がある方は、8390円)

☎特別支援児の介助

#### ◆保育補助3

勤務時間 午前7時~午後7時30分の間で1日2~3時間(週5~6日) **給与(時給)**1280円 ☎11時間保育時間・延長保育などの補助

☎履歴書を郵送または持参で(有資格者は保育士登録証の写しを添付)〒116-8501(住所不要)荒川区役所2階保育課へ☎内線3823

## 子育て・教育

### 4月分からの児童扶養手当が改定されます

改定後の手当額は、全部支給の方は月額4万2000円、一部支給の方は月額4万1990円~9910円です。  
☎子育て支援課☎内線3816

### 就学援助の申請を受け付けます

経済的理由により就学が困難な家庭に、給食費・学用品費など、学校生活に必要な費用を一部援助します

(所得制限があります)。

☎区内在住の国公立小・中学校へ通学している児童・生徒とその保護者で、生活保護を受けているか生活保護に準ずる程度に困窮している方

☎区内の区立小・中学校へ通学している場合…各小・中学校へ

☎区外の国公立小・中学校へ通学している場合…5月8日(金)までに、預・貯金通帳(申請者名義)を持参し、区役所3階学務課へ

※平成27年1月2日以降に荒川区に転入した方は、平成26年中の収入を証明する書類(確定申告書の写し、源泉徴収票など)を一緒に提出してください  
☎学務課☎内線3338

### あらかわ「親育ち」支援事業

区内の子育てサークルや保護者会が主催する、子育てに関する学習会などの活動を支援します。開催日の3週間前までに申し込んでください。

☎4月11日(土)~平成28年3月10日(木)

☎講師・託児スタッフ謝礼の補助など ※1団体につき年間2回まで

☎区役所3階生涯学習課、各ふれあい館、子ども家庭支援センターで配布する申請書に必要事項を明記し、生涯学習課へ☎内線3354

※申請書は、荒川区ホームページからもダウンロードできます

### 子育てセミナー 子どもの正しいしつけ方 (急がずあせらずゆっくりと)

☎4月26日(日) 午後1時30分~3時 ☎子ども家庭支援センター

☎子育て中の方(託児室あり)  
☎4月20日(月) ☎一般社団法人倫理研究所家庭倫理の会荒川区・竹沢 ☎090(9825)0028

## 後期高齢者医療制度 平成27年度保険料のお知らせ

平成27年度の後期高齢者医療保険料決定通知書は、7月中旬に送付します。平成27年度の保険料の決定方法(表1)は、平成26年度からの変更はありません。

### 平成27年度保険料軽減措置について

所得に応じて、保険料の軽減があります。軽減を受けるためには確定申告など、所得の申告などが必要です。

- 均等割額の軽減  
同一世帯の世帯主と被保険者全員の所得の合計額が、基準に該当する場合は、表2の軽減が適用されます。
- 所得割額の軽減  
被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を表3のとおり軽減しています。  
平成26年中の収入について申告をしていない方(平成26年中所得がなかった方を含む)は、申告してください。申告をしていないと軽減の対象となりません。
- 被扶養者だった方の保険料  
後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、所得割が無料となり、均等割額が9割軽減された額のみとなります。

#### 問合せ

▶制度に関すること…東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519

※IP電話・PHSの方は☎03(3222)4496  
※土・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時

▶個別の相談など…国保年金課 ☎内線2391

表1 保険料(年額)の決め方

保険料 (限度額57万円)	=	均等割額 被保険者 一人当たり 4万2200円	+	所得割額 賦課のもととなる 所得金額× 所得割率8.98%
------------------	---	----------------------------------	---	--

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)

表2 均等割額の軽減

総所得金額などの合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(26万円×被保険者の人数)以下	5割
33万円+(47万円×被保険者の人数)以下	2割

※65歳以上(平成27年1月1日現在)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します

表3 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
①*	15万円以下 100%
②*	20万円以下 75%
③	58万円以下 50%

\*①②については、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です

日 期 ( 日 ) 期 間 時 間 所 会 場 ・ 場 所 対 象 ・ 定 員 内 容 講 師 持 ち 物 費 用 申 込 方 法 ( 申 込 先 ) 締 切 期 間 問 合 せ 先 電 子 メ ー ル ア ド レ ス H P ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス